

# SDG8.7：2025年児童労働全廃に向けての日本の課題

ほりうち みつこ  
堀内 光子\*

## はじめに

日本では児童労働は貧しい国の貧しい家庭の子どもの問題と思い、国際協力の対象ではあっても日本国内の問題ではないと思っている人が多いのではなかろうか。しかし、1に述べる定義からもわかるように、18歳未満のすべての子どもが対象となる最悪の形態の児童労働は、残念ながら先進国でも見受けられる。実施から2年経つSDGs（持続可能な開発）<sup>(1)</sup>には、「児童労働の終焉」を2025年までの目標として掲げ、他の目標より5年早い達成期限を定めている。既に、児童労働取り組みの中心的国際機関である、国際労働機関（ILO）では、2006年に、「最悪の形態の児童労働を2016年までに全廃」という目標を掲げ、2010年には達成への計画表策定など活動をしてきたが、その達成に遥か及ばないという結果が判明していたにもかかわらず、である。なお、SDGsの前身とされるミレニアム開発目標（MDGs）でも、最悪の形態の児童労働撤廃が、2010年から盛り込まれていた。SDGsの目標設定の経緯は承知していないが、極めて野心的な目標である。だからこそ、今まで以上の撤廃努力が必要であることは論を待たない。児童労働は、重篤な子どもへの人権侵害という認識のもと、合意が図られたのではないかと推察する。2014年にインドの児童労働活動

家カイラッシュ・サティヤルティ氏がノーベル平和賞を受賞したことに象徴されるように、児童労働は世界的に極めて深刻な課題であると認識されている。

さらに児童労働の終焉と強制労働の根絶のため、すなわちSDG8.7及び関連目標<sup>(2)</sup>達成のために、ILOを中心にグローバルな戦略的パートナーシップである、アライアンス8.7が立ち上がり、活動が強化されている。SDGsは、その前身とされるミレニアム目標（MDGs）とは異なり、先進国も対象とする普遍的なものである。本稿では、先進国である日本が、児童労働を終焉させる取り組みの必要性や意義について考察するものである。児童労働は、多くが貧困に根ざすとはいえ、他の要因も存在する。子どもの健全な心身の発達のために、子どもの利益を第一に活動すべきであることを最初に指摘しておきたい。

## 1. 児童労働の定義

まず児童労働とは何かを見てみよう。児童労働は、国際法上定義されており、各国はその定義に拠っている。国際法とは、基本的に、ILO児童労働関係2条約のことで、（就業の）最低年齢条約（第138号）<sup>(3)</sup>及び最悪の形態の児童労働条約（第182号）<sup>(4)</sup>に児童労働の定義が明記されている。加えて、児童労働についての詳細はILO条約

\*（公財）アジア女性交流・研究フォーラム理事長

に委ねるものの、関係国際法として、国連「児童の権利条約」及びその選択議定書がある。なお、ILO、国連ともに、条約での規制方法は、基本は禁止であるが、ILO 第 182 号条約では、緊急に処理を要する事項として、禁止・撤廃のための即時・効果的な措置を求めている。

児童労働は、年齢及び仕事の内容により定義されており、規制方法も含め、わかりやすく表にしたものが、第 1 表である。児童労働は、最悪の形態も含めるとかなり広範囲の仕事を含んでいる。

ここで注意しなければならないのは、働く子どものすべてが児童労働に該当するわけではないことである。子どもの仕事で、健康、発達、通学に影響を及ぼさないものは、一般的に認められる。これには、例え

ば、家の周辺で親の手伝いをするとか、家業の手伝い、学業時間以外での小遣い稼ぎ等が該当する。こうした仕事は、子どもの発達や、家族の福祉、技能・経験の蓄積などに貢献するとの認識があるからである。

従って、児童労働とは、「子どもから子ども時代、可能性及び尊厳を奪うもので、子どもの身体的・精神的に危険・有害な仕事」<sup>(5)</sup>である。すなわち、「①子どもにとって精神的、身体的、物理的、社会的、道徳的に危険・有害である仕事、②通学を妨げる仕事、③子どもから通学の機会を奪う仕事、④子どもが恒久的に学校から去らざるを得なくさせる仕事及び⑤過度の長時間・重量物を扱う仕事と通学との両立を要求する仕事」である。

世界で働く子ども数 (2016 年) は、約

第 1 表 児童労働の定義

児童労働の形態	年齢	仕事の内容	規制方法	根拠 ILO 条約
1. 通常の児童労働 (2 以外)	15 歳 (途上国は 14 歳可能) 未満	仕事一般	禁止	第 138 号
2. 軽易な労働	13 歳 (途上国は 12 歳可能) 未満	軽易な仕事	禁止	第 138 号
	* 演技は例外	* 個々の事案ごとに、許可 (就業時間数限定・条件付)		第 138 号
3. 最悪の形態の児童労働	18 歳未満	以下の 4 形態		
		1. 人身取引、債務奴隷、強制的な子ども兵士、その他の強制労働	即時・効果的な措置の実施	第 182 号
		2. 麻薬の生産・密売などの不正な活動のための子どもの使用・斡旋・提供	同上	第 182 号
		3. 買春・ポルノ制作・わいせつな演技のための子どもの使用・斡旋・提供	同上	第 182 号
		4. 子どもの健康・安全・道徳を害し、心身の健全な成長を妨げる危険有害な労働	同上 禁止	第 182 号 第 138 号

筆者作成

2億1802万人と推計されているが、児童労働者はそのうちの69.5%である。15－17歳層は合法的に就業できる年齢層なので最悪の形態の労働のみが児童労働となり、必然的に、働く子どもの数より児童労働者数は少ない。ILO条約は、雇用のみならず、仕事を対象にしているので、無報酬の仕事も含み、自営業主、家族従業者、インフォーマル経済にも適用される。しかし、各国は、労使団体と協議の上、条約の適用産業・企業を限定することができるので、インフォーマル経済までカバーする国内法は少ない。

各国では、児童労働に対し法規制がある。日本を見ると、第1表中、1.2.及び3.4に関しては労働基準法及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（風営適正化法）が、3.1及び3.3に関しては児童買春・児童ポルノ禁止法、児童福祉法、売春防止法などがある。

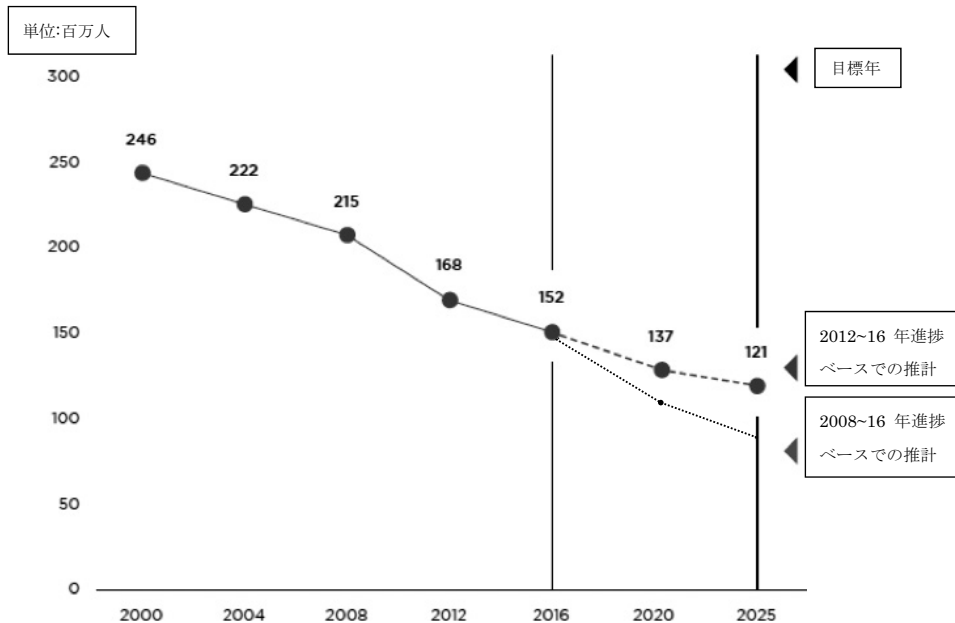
## 2. 児童労働の現状

### 2-1 概観

児童労働をする子どもたち（5－17歳）の数は、減少傾向にあるものの、ILO最新推計（2016年）で、いまだ1億5,162万人も存在する。これは、世界の子どもの10人に一人という、決して少なくない数である。第1図で見るとおり、最近の減少率は大幅に低下している。SDGs目標年2025年においても、児童労働者数は、過去見られたハイペースの減少であっても、1億人を超えることが見込まれ、目標達成には極めて厳しい見通しとなっている。

また、子どもの健康、安全、モラルに直接悪影響を及ぼす有害な労働に就いている子ども、すなわち最悪の形態の児童労働者は、全体の半数近い約7,253万人もあり、児童労働は量としても看過できない世界的課題である。

第1図 児童労働者数の推移



(資料出所) ILO (2017) “Global Estimates of Child Labour : Results and trends, 2012-2016”

第 2 表 地域別児童労働者数及び児童労働者率

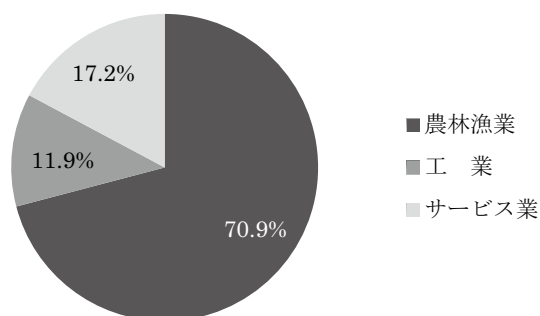
地域	児童労働者数	児童労働者率
世界計	151,622 千人	9.6%
アフリカ地域	72,113	19.6
アラブ	1,162	2.9
アジア・太平洋	62,007	7.4
アメリカ	10,735	5.3
欧州・中央アジア	5,534	4.1

(資料出所) 第 1 図に同じ

統計上に現れた大課題は、減少幅が極めて小幅になっていることに加えて、三点ある。第一は、世界の地域別に見た場合に、アフリカ地域では増加していること、第二に、年齢別に見た場合に、5 - 11 歳までの初等教育年齢層での改善が見られないこと、第三に男女別に見た場合に、女兒の減少幅が男児の半分であることである。前回調査 (2012 年) までは、地域別の児童労働者数は人口が多いアジアが一番多かったが、2016 年にはアフリカが数としても最も多く、児童労働者の割合も 19.6%と、5 人に一人の高率となっている。サブサハラ・アフリカ人口の 41%は依然極度の貧困層であることや、脆弱な国の状況、紛争等による人道危機などが影響している。第二の

点については、供給側の要因として、貧困に加えて、MDGs における初等教育修了の目標が目標年の 2015 年においても達成できていないことなどを指摘しておきたい。第三の女兒に関しては、児童労働者の男女比は、男児 57.7%、女兒 42.3%と、男児が多いが、女兒は、家事労働者など見えない労働に従事している者も多いので「見える化」も必要で、今後女兒により焦点を当てた取り組みが必要であることも指摘しておきたい。加えて児童労働をする女兒は家事等の家庭の仕事にも就いており、労働の過重負担も看過できない問題である (ILO[2017:23-48])。

第 2 図 児童労働者の産業別構成



(資料出所) 第 1 図に同じ

## 2-2 児童労働者の産業別構成

児童労働に就いている子どもは、産業別に見ると、圧倒的に農業に多い。そのため、就業形態では、家族従業者が多い（69.1%）。従って、農業での児童労働を減らすためには、農業者自身が子どもを働かせる習慣をやめさせる必要がある。また、農業に従事している児童労働者を地域別に見ると、アフリカ（85.1%）及びヨーロッパ・中央アジア（76.7%）で極めて多い。先進国でも見られる農業における児童労働は、移住労働者の子どもが就いているケースが多く、移住労働者の子どもは児童労働に陥るリスクが高い。

## 2-3 先進国の状況

2016年統計から初めてOECD諸国の統計が含まれることとなった。低所得国ほど児童労働者が多くなっているが、高所得国でも202万5千人、1.2%の子どもが児童労働に従事している。

## 2-4 日本の状況

日本に存在する児童労働者数の統計的推計値はない。児童労働に関わる状況を推察するために、国連児童の権利条約についての第4・5回日本政府報告書（2017年6

月作成）から、児童労働に関係する統計を抜き出したものが、下の3つの表である。いずれも違反・犯罪件数で、被害者である児童労働をさせられた子どもの数ではない。しかし、この数値から、日本においても、性的搾取に当たる児童労働の子どもたちがかなりいると推察できる。第3表から、検挙人員が20人いる就業の最低年齢未満の子どもの使用は、映画の製作・演劇の事業で使用された子役等に関するものが多いのではないかと推察するが、被害者は義務教育年齢の子どもたちであり、今後詳細を明らかにしたいと考えている。

日本における子どもの性的搾取について、2015年10月下旬に訪日したマオド・ドブア・ブキッキオ児童売買、児童買春及び児童ポルノ国連特別報告者（Ms. Maud de Boer-Buquicchio, Special Rapporteur on the sale of children, child prostitution and child pornography）による国連人権理事会報告（2016年3月）によれば、性的搾取と子どもの売買の状況に関して、公式統計上買春は減少している<sup>(6)</sup>が、インターネットや新技術の進展により、子どもを虐待するモノの拡散、販売、購買が増加している。被害者の大多数は女児であるが、男児の被害者もいる（UN[2016:4]）。

第3表 有害な仕事からの保護に関する主な福祉犯検挙状況（人員）

年	2011	2012	2013	2014	2015
労働基準法	55人	105人	101人	104人	91人
最低年齢未満使用	9	15	7	13	20
年少者に対する規定	44	90	94	91	71
その他	2	0	0	0	0
風営適正化法	419	321	323	281	236

\*労働基準法の年少者に関する規定は、年少者に関する深夜業、危険業務、有害業務等の違反。風営適正化法は、風俗営業の接待業務等の違反。

第 4 表 性的搾取に関する主な福祉犯検挙人員の推移 (2011-2015 年)

区分 \ 年	2011 年	2012 年	2013 年	2014 年	2015 年
児童福祉法(淫行)	332	313	332	319	309
売春防止法	35	36	22	34	36
青少年保護育成条例 (淫らな性行為等)	1,077	965	1,067	1,045	979
児童買春・児童ポルノ禁止法	1,678	1,847	1,893	1,967	2,113
児童買春	662	579	641	587	630
うち出会い系サイト利用に係るもの	207	195	112	122	74
うちテレホンクラブ営業に係るもの	54	27	32	1	-
児童ポルノ	1,016	1,268	1,252	1,380	1,483
うちインターネット利用に係るもの	725	954	978	1,097	1,104

児童買春・児童ポルノ禁止法違反による 2015 年中の検挙状況 (送致件数・人員) については、2,666 件、2,113 人である。児童買春事件については 728 件、630

人、児童ポルノ事件については 1,938 件、1,483 人であり、児童ポルノ事件のうちインターネット関連事犯が 1,580 件で、全体の 81.5% を占める。

第 5 表 児童買春・児童ポルノ禁止法に関して地方裁判所又は簡易裁判所で有罪判決を受けた人数 (平成 18 年 4 月 1 日から平成 27 年 12 月末) (人員総計は、2,556 人)

年次 \ 罰条	有罪人員				
	4 条	5 条	6 条	7 条	8 条
平成 18 年 (4 月以降)	148	9	-	121	-
平成 19 年	163	4	-	202	-
平成 20 年	131	6	-	202	-
平成 21 年	123	2	-	204	-
平成 22 年	120	2	-	202	-
平成 23 年	90	2	-	119	-
平成 24 年	70	2	-	125	-
平成 25 年	68	-	-	120	-
平成 26 年	48	4	-	89	-
平成 27 年	49	2	1	128	-

(注) 刑事通常第一審事件票による実人員である。

### 3. グローバル経済下での児童労働終焉に向けての国際的アクション

児童労働終焉への大きな背景として、急速に進展しているグローバル経済化を抜きにして語れない。児童労働という本来あってはならない事象がグローバル経済に組み込まれないよう努力している国際的取り組みを考察したい。

#### 3-1 グローバル経済化の進展と企業の人権尊重要請

既に、2で見たように、2025年までの児童労働終焉という野心的目標達成のためには、今まで以上の努力が求められる。児童労働終焉の取り組みは、200年以上の歴史があるが、現在もなお終息には至っていない。歴史をたどると、18世紀後半から始まった産業革命では、「必要悪」として児童労働が存在していた。しかし、19世紀に入って深刻な社会問題として認識され、「保護」に転換し、法規制（就業の最低年齢）されるようになった。児童労働は、労働者保護の原点とも言え、早くから社会運動だけでなく、規範活動にまで至っている。1919年に創設されたILO（現在は国連専門機関）で、児童労働禁止（就業の最低年齢を規制）は、創設年に採択された最初の条約の一つとなった（当時は工業的業種のみ。1973年全業種に拡大）。

しかしながら、児童労働が国際的大課題と認識されるようになるのは、1990年代に入ってからで、弾みがつくのは90年代後半である。これには幾つかの要因があるが、大きいと思われる二点のみを指摘したい。一つは、ILO創設の背景と同じように、グローバル経済化の進展による負の側面として、労働者の権利・労働条件の劣化の懸念が増大し、国際規範の実効性（国際

労働基準の効果的適用）の強化を求める声が強くなったことである。90年代初めには、いわゆる社会条項（国際労働基準を貿易協定に導入し、違反した場合には何らかの制裁を課そうとするもの）が議論を呼んだ。この結果、ILOでは、1998年、児童労働撤廃を含む「仕事の基本的原則及び権利に関する宣言」を策定し、労働に関する中核的な国際規範適用の実効性を高める努力<sup>(7)</sup>がなされた。こうした中で、児童労働は、負の1側面として、大きくハイライトされた。1999年には、ILO「最悪の形態の児童労働」条約が採択されるに至っている。新千年紀幕開け、2000年の国連サミットでは、グローバル経済化が支配的なイシューであった。政府機関である国連活動でも、多国籍企業をはじめとする企業の役割の増大・重要性が再認識された。伝統的に国際労働問題を担ってきた、政府・労働者・使用者三者構成機関のILOを超えて、政府機関である国連が、中核的労働基準<sup>(8)</sup>の効果的実施（95年国連社会開発サミットにおいて国際レベルで初めて合意）を推進するようになったことが、国際労働基準問題がより幅広く人権問題として国際社会に理解され、共有されることとなった。加えて、93年国連世界人権会議が開催され、人権問題が国際社会の大課題として理解された国際的潮流との相乗効果を指摘できよう。さらに言えば、国連は、90年代を通じて、数々の世界会議・サミットを開催し、行動計画などの世界的合意を作り出して、社会問題を国際社会にハイライトさせるという重要な役割を果たした。二つ目は、子どもの総合的な人権を保障する、国連児童の権利条約の採択（1989年）である。ILOでも、92年には、児童労働撤廃のみを目的とする実際活動「児童労働撤廃国際計画」（International Programme on the

Elimination of Child Labour:IPEC。現在は強制労働撤廃を含む IPEC+) が開始された。

### 3-2 規範活動

児童労働終焉のために、根幹の活動である、国際的規範の適用に関する監視活動を手短かに述べたい。国連児童の権利条約は、アメリカ、ソマリアを除くすべての国で批准されている。なお、国連条約は、留保ができるので、各国の義務については、留保条件を確認する必要がある。ILO 児童労働 2 条約についても、最低年齢条約が 171 か国 (未批准国 16 か国、2018 年 3 月 1 日現在)、最悪の形態の児童労働条約が 181 か国 (未批准国 6 か国、アフリカ 1 国を除き 5 か国の太平洋島嶼諸国。2018 年 3 月 1 日現在) と、批准率は高い。

ILO 児童労働 2 条約は、中核的労働基準で、批准した政府は ILO に 2 年ごとの報告義務がある。国連児童の権利条約は、批准国は国連に 4 年ごとの報告義務を負っている。ILO、国連ともに、政府提出報告について審議する監視機構 (ILO は条約勧告適用専門家委員会、国連は児童の権利委員会であるが、女兒については女子差別撤廃委員会もある。) 両委員会ともに、審議ののちコメント (ILO の場合は意見又は／及び直接請求、国連の場合は最終見解) を提出する。ILO と国連の大きな違いは、国連は国ごとの審査だが、ILO は条文ごとの審査であることで、したがって、ILO では限られた一定数の審査を行うこととしている。一方、国連は、批准国の多さから審議間隔が長くなっている。また、ILO では、政府は代表的労使団体に報告の送付義務があり、労使団体は政府報告にコメントを付すことができるとともに、ILO に直接意見を送ることもできる仕組みとなっている。

実際には、後者の ILO への直接意見が幅広く活用されている。また、ILO の場合には、国連と異なり、総会でも選定された一定数の案件が審議され、総会からも、意見 (多くの場合は政府に改善要請) 又は／及び直接請求が出されることである。児童労働に関しては、長いことウズベキスタンの綿花収穫での児童労働が深刻な案件として指摘されてきたが、2017 年は児童労働の使用がなくなったとの報告で、強制労働の問題が指摘されている。日本政府には、最悪の形態の児童労働について、最新時点 (2012 年) では、児童ポルノ及び児童買春についての詳細情報を求める直接請求があった<sup>9)</sup>。また、2008 年には、就業の最低年齢に関して、条約の適用外である、家族事業及び家事労働者、子どもの健康、安全、モラルに害を与えない仕事に関する情報を求める直接請求が行われた。ここからも、日本においても児童労働は課題であることがわかる。

なお、子どもの権利条約の監視手続きは、児童の権利委員会による政府報告審査に加え、2011 年 12 月国連総会決議<sup>10)</sup>により採択された選択議定書に基づく個人通報制度 (権利が侵害されたと主張する個人からの申し立てに基づき委員会が権利侵害か否かを検討する制度) 等がある。しかし、日本はこの選択議定書を批准していないので、同議定書に基づく手続きを取ることはできない。

既に見た 2-3 日本の状況は、国連に提出された日本政府報告からのデータに基づいている。日本政府報告では、「搾取の状況にある児童」のタイトルの下、(a) 経済的な搾取 (条約 32 条) 及び (b) 売買、人身取引及び誘拐 (35 条) を記述しているが、(a) については、労働基準法関係条文の説明にとどまっており、第 2 回報告時の委員



会の最終見解にも触れていない。(b)については、政府は行動計画を策定して撲滅に力を入れているとの報告である。本稿では、日本が取り組むべき必要のある最悪の形態の児童労働、特に人身取引及び児童買春・ポルノ等の性的搾取については、それのみでかなりの記述を要するため、これらの問題については、防止、加害者の処罰及び被害子どもの保護の取り組みが必要であることを指摘するとともに、人身取引についての2017年米國務省報告では、JKビジネスは性的搾取のための人身取引を誘発していると指摘し、日本人男性はアジアのセックスツアーの重要な源であると非難している。この点については、先に挙げた、児童売買、児童買春及び児童ポルノ国連特別報告者も引用して非難している(UN[2016:4-6])。近年労働搾取のための人身取引として批判されている技能実習制度については、子どもの問題としては取り上げていない(USDOS[2017:225-227])。

## 4. 日本の課題

最後に、日本の課題をごく簡単に考察する。すでに述べたように日本の大課題である最悪の形態の児童労働である人身取引、買春・ポルノ等の性的搾取に係る課題への取り組みは触れていないことに留意していただきたい。また、下記には先進国としてのわが国が取り組むべきアクションを挙げたが、いずれのアクション・政策でも「児童労働終焉」に明確に取り組んでおらず、課題は大きいことを最初に指摘しておきたい。

### 4-1 日本での実態把握

第一に、日本における児童労働の実態把握が必要である。2.で見たように、日本

における児童労働者数の全体がわかる統計はない。開発途上国では、労働力調査の付帯として調査が行われている場合がかなりある。最悪の形態は、違法行為であるため、把握が困難なことは理解するものの、SDGs目標達成のために、全体像の把握が急務である。もちろん証拠に基づく適切な政策行動をとるためにも、関連データの収集・整備は不可欠である。

### 4-2 国際協力の強化

児童労働が数として圧倒的に多いのは、開発途上国であり、開発問題である。最悪の形態の児童労働廃止の行動を求めるILO182号条約は、第9条で、特に経済社会開発、貧困撲滅、普遍的教育の分野での支援について国際協力を義務付けている。ODA(政府開発協力)大国であり、ODAの理念が人間の安全保障であるわが国は、地球市民の一員として児童労働の終息に向けてより積極的に取り組む必要がある。国際協力の内容として、まずは途上国での法律の効果的実施が必要で、労働基準監督官制度の充実などへの支援が挙げられる。実際の側面では貧困撲滅と関わるが、近年社会保護の重要性が指摘されている。社会保護の内容については、所得保障、社会保障などがあるが、ブラジルでの成功例でよく知られる条件付き現金給付(Conditional cash transfer: CCT)が児童労働削減への政策として挙げられる。「子どもや家族への給付」は、現金給付・物品供与に関わりなく、困窮した家族の世代を超えての貧困の連鎖を断ち切り、子どもの権利確保に有益である。なおCCTは、困窮した家族の世代を超えての貧困の連鎖を断ち切るために、メキシコで1997年に実施されたPROGRESAがパイオニアである。(現在はOportunidadesと称される。)

一例として、フィリピンで実施されている CCT は、(フィリピン語で Pantawid Pamilyang Filipino Program (Bridging Filipino Families Program) の頭文字を取って 4Ps と呼ばれる。) が、アロヨ政権時代の 2008 年、世界銀行のローンで、パイロットプログラムとして導入されたのが始まりである。現在の国の開発計画 (2017 - 22 年) でも反貧困政策の重要政策として継続、改善を明言している。給付条件として健康、教育に関わる事柄が設定され、児童労働をしないことは条件になっていない<sup>10)</sup>。なお、筆者が 2012 年 9 月マニラ首都圏での 1 公立小学校での聞き取り調査を行ったときは、当該小学校では、対象の子どものリストを整備しており、厳重に出席をチェックしていたので、初等教育出席条件に関しては、モニターは学校を通じて効果的に行われているとの印象を持った。この政策はバラマキとの NGO からの批判もあるが、CCT は、その 1 条件である子どもの通学が、結果として子どもを児童労働に従事させない状況を作り出していると言えよう。世界の実証的諸研究では、全ての反貧困政策 (世帯の所得補助等) が児童労働削減に有効とは言えないが、現金給付は、無条件も含め、一般的に有効な手段であると評価されている (Hoop & Rosati[2014])。

若者自身のデーセントな雇用も解決の大きな鍵であることも強調したい。加えて親及び子どもの意識変革が不可欠である。フィリピンにおけるサトウキビ農業での調査では、子どもを児童労働させている親も、男児・女児を問わず、子どもの初等教育は修了させたいとの意見を持っている。これは、学業を修了すればよりよき生活ができるとの考えに裏打ちされている。したがって、2011 年子ども調査では、5-14 歳の児童労働の子どもは、9 割近くが通学し

ている (児童労働の通学率 : 5-9 歳 91.0%。10-14 歳 86.7%)。これが中等教育段階の 15-17 歳になると、52.7%とかなり落ちる。一般的に見られる教育への妨げは、資金がないことであり、教育を受ける費用稼ぎのために仕事をするのであるが、思いと違い、仕事のため教育を受けられなくなっている現実がある。

### 4-3 企業の社会的責任

第三に企業の社会的責任としての人権の取り組みの強化がある。

国際機関は、企業の社会的責任 (CSR) についての国際標準を策定・推進している。ILO、OECD とともに、多国籍企業問題が大きくなった 70 年代に、多国籍企業向けのガイドラインを作成している (OECD「多国籍企業に関する OECD 行動指針」1976 年策定、1979 年、1982 年、1984 年、1991 年、2000 年、2011 年改定。ILO「多国籍企業及び社会的政策に関する ILO 三者宣言」1977 年策定、2000 年、2006 年、2017 年改定)。いずれのガイドラインにも、児童労働撤廃が含まれている。OECD ガイドラインにはナショナル・コンタクト制度があり、制度的なフォロー・アップの仕組みがあるが、ILO 宣言の方には、制度的な仕組みは規定されていない。国連も多国籍企業に関する部署はあったものの、CSR に関しては、1999 年発表のグローバル・コンパクト (2000 年実施) がガイドラインを明確に打ち出した最初の試みである。グローバル・コンパクトは、企業のみでなく、組織、団体も対象にし、人権、中核的労働基準、環境、腐敗防止の 10 原則の自主的な尊重・推進を求めるものである。国連は、グローバル・コンパクトに続き、2005 年「人権と多国籍企業・その他の企業」に関する国連事務総長特別代表にジョン・ラギー・

ハーバード大学教授を任命し、活動を強化した。同教授は、2008年1月には、「保護、尊重、救済：企業と人権についての枠組み」と題する最終報告書を人権理事会に提出し、2011年3月にはそれを受けて、指導原則<sup>12</sup>が人権理事会に提出された。この間、ラギー枠組みは、2010年11月に発表されたISO26000「社会的責任」にも影響を及ぼし、また、2011年5月改定されたOECD「多国籍企業ガイドライン」の改定理由にもなっている。人権理事会は、2011年新たに作業部会を設立し、指導原則の普及促進、関係機関との好事例の共有、各国訪問等を行っているが、ビジネスと人権に係る指導原則の普及、実施に係る国別行動計画を作成することを各国に奨励している。日本政府も、SDGs実施指針付表で国別行動計画の策定を公表しているので、今後の進展が待たれる。

児童労働を含む中核的労働基準をはじめとして、CSRの対象となる人権・労働基準には、法的根拠がある。従って、CSRに対しては、人権侵害被害者の保護の欠如、企業の法的実施不確実性、公共政策・規則の不完全・脆弱実施などの問題がしばしば指摘されている。CSRの諸問題について、ラギー枠組みは、人権侵害からの保護についての国の義務、企業の人権尊重、人権侵害が起きたときの効果的な救済メカニズムへのアクセスという三本柱を基本として、人権とビジネスに関しての新しい機運と方向性を作り出した、とEC文書では評価している<sup>13</sup>。現在国際的レポーティング制度として、グローバル・レポーティング・イニシアティブ（グローバル・コンパクトの報告としても使用）、ISO26000などがあるが、これらの中で児童労働の効果的な情報開示が必要とされている。

#### 4-4 サプライ・チェーンでの児童労働撤廃への取り組み

第四にサプライ・チェーンの問題がある。

企業の社会的責任の中で、グローバル経済化により、近年、特にサプライ・チェーン問題に注目が集まっている。2017年11月開催された、第4回児童労働の持続的な撤廃世界会議（アルゼンチン政府主催、ILO協力）でも、採択された宣言前文に「一部のグローバルサプライチェーンの下位において深刻である」との懸念を表明している。トレーサビリティの課題はあるにしても、特に、2020年の東京オリンピック・パラリンピックを開催する日本にとって、そこでの調達基準<sup>14</sup>の遵守は必須である。この調達基準には4つの原則の一つとして、「供給のあり方」、「サプライチェーンの働きかけを重視」などがあり、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が調達するすべての物品・サービス及びライセンス製品を対象に、調達コードの順守を求めている。基本的な要求事項に、「児童労働のない物品・サービス等の提供」が求められている。

また、国連グローバル・コンパクトでは、持続可能なサプライ・チェーンの中には、2002年に開始した国際ココア・イニシアティブを好事例として紹介している<sup>15</sup>。同イニシアティブは、児童労働（危険・有害労働）と人身取引の撲滅を目的に、ガーナ及びコートジボワール2カ国で活動している、政府、17多国籍企業、労働組合（国際レベル）、市民社会組織及びILOなどの国際機関が参加して進められている。2001年のココア産業議定書（ハーキン・エンゲル議定書）の成果であり、2002年西アフリカ（カメルーン、ガーナ、コートジボワール、ナイジェリア）でのカカオ農園調査で、児童労働・人身取引被害者を発見している。

2016 年年次報告でも、同年 930 人の児童労働の子どもを発見している。児童労働のモニター以外にも、コミュニティの支援などを行っている (ICI[2016])。この他にもサプライ・チェーンに関しては、好事例等かなりの調査研究・実践がなされている。

#### 4-5 倫理的な消費者行動

第五に、消費者として倫理的行動があげられる。フェアトレードの原則には、児童労働のないことが含まれている。

#### 4-6 貿易政策

第六に貿易政策における児童労働終焉の取り組みである。貿易政策と児童労働とのリンクについては、過去 20 年以上も、グローバルな場での議論が続いていた。大多数の児童労働は輸出部門にいたのではなく、地域で消費する製品・サービスと自給農業、都市インフォーマル・サービス及び家事労働サービスに見出されるので、1 国だけでなく、国際貿易商品の世界中の生産全体について児童労働に取り組む必要がある。貿易政策について ILO は、政府や地域機関が行う貿易のインセンティブや貿易制限、あるいは、多国籍企業やグローバル・ブランドの貿易政策・CSR 政策、または両者の結合と解している (ILO [2010: 74-75])。WTO のような国際機関の仲立ちを経ずに、二国間や多国間で締結される FTA (自由貿易協定) に人権条項を含める例が増えている。優遇貿易協定 (PTA) の中に人権条項を盛り込むことを要求する主要アクターは、アメリカ合衆国、EU、カナダ及び欧州自由貿易連合 (EFTA) である。なお、EU は、FTA と同様のアプローチをパートナーシップ協力協定 (PCAs) にも適用している (例、南アジア諸国)。1980 年代、90 年

代に、アメリカ合衆国と EU が人権コンディショナリティ条項を優遇プログラムに入れるようになった。1995 年以降 EU は FTA に社会・労働条項を含めている。NAFTA が明確に人権条項を含んだ最初の PTA (優遇貿易協定) であると言われている。

アメリカ合衆国、EU 及びカナダでは、労働条項に焦点が当てられているので、貿易と労働条項に関する数多くの研究があるが、労働条項の国際労働基準確保に与える効果については、研究者の意見の一致は見られない。WTO/GATT の諸規則には、貿易と人権のリンクについての明文の規定はないが、GATT 第 20 条 e 「刑務所労働で生産された製品の輸出制限可能条項」がある。この規定の「ダンピング防止」の趣旨を考慮すると、同様の状況といえる強制労働と児童労働について、理論上も、効果という実際上からも、貿易基準への包含を認める余地があると考ええる。

日本が既に締結し、2019 年の発効を目指している TPP (環太平洋パートナーシップ) 協定には労働条項が含まれ、児童労働の実効的な廃止及び最悪の形態の児童労働の禁止の採用・維持が定められている。強制労働 (子どもの強制労働を含む。) によって生産された物品を他の輸入源から輸入しないよう奨励されている。また、労働についての協力の重要性も確認している。

#### 4-7 SDG 8.7 アライアンスへの参加

最後になるが、はじめに述べた 8.7 アライアンスへの日本政府の参加も、国際的課題を国際的協調のなかで取り組むことが効果的であるので、積極的に検討すべきと考ええる。

## 最後に

児童労働終焉に向けて、規範的・実地的双方の活動が行われているが、児童労働終焉への取り組みは、国際規範を実現するさまざまなアプローチを提供している好例である。児童労働撤廃のためには、基本的に貧困撲滅と質のよい教育の提供、という開発目標が達成されなければならないが、児童労働撤廃政策には、開発政策のほかに、人権確保、貿易政策、企業の社会的責任、持続可能な調達など幅広いものがある。本稿では、日本が行える、あるいは行うべきアクションを概観、考察したものであるが、日本の果たす役割が大きいことを認識し、国際的取り決めの完全実施等より一層の取り組みを期待したい。

## 注

- (1) 正確には、「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げる世界を変革するための目標（17目標）である。
- (2) 関連目標とは、①SDG5.2—人身取引や性的などの搾取等の暴力排除、②SDG16.2—子どもへの暴力・拷問撲滅、③SDG16.3—法の支配の促進及び司法への平等なアクセス提供、及び④SDG16a 途上国での暴力防止、テロ・犯罪撲滅に関する能力強化のための関連国家機関の強化等である。
- (3) 「最低年齢条約」は略称であり、正式名称は「就業が認められるための最低年齢に関する条約」である。
- (4) 「最悪の形態の児童労働条約」は略称であり、正式名称は、「最悪の形態の児童労働の禁止及び撤廃のための即時の行動に関する条約」である。
- (5) ILO “What is child labour” <http://www.ilo.org/ipec/facts/lang-n/index.htm> (2018年1月31日アクセス)
- (6) 報告には、減少についての調査研究がないとのコメントがある。
- (7) 児童労働撤廃を含む中核的労働基準4原則については、加盟国はたとえ批准していなくても誠意を持って尊重、推進、実現する義務を負う一方で、ILOは、①加盟国の基本的条約の批准・実施の促進、②未批准国へのこれら諸条約の尊重、推進、実現のための援助、及び③加盟国の経済・社会開発への援助、を行うことが要請されている。また、宣言には、二つのフォロー・アップが定められており、一つは年次報告、もう一つが、グローバル・レポートの発表である。現在4原則に関し、4年ごとに全原則まとめて発表している。グローバル・レポートは、基本的原則の動向、包括的な概観を提供するとともに、ILOの支援効果を評価し、今後の技術協力の優先事項を策定するための基礎を提供している。
- (8) 結社の自由・団体交渉権の確認、強制労働の廃止、児童労働の撤廃及び雇用・職業平等の4原則で、関係条約は8条約ある。
- (9) Direct Request (CEACR) - adopted 2012, published 102nd ILC session (2013) *C182 - Worst Forms of Child Labour Convention, 1999 (No. 182) - Japan*
- (10) A/RES/66/141
- (11) 具体的条件は、①妊婦の産前産後の検診及び訓練された保健専門職の立ち合いの下での出産、②家族開発（注）筆者一親教育といえる。）セッションの出席、③0-5歳の子どもの定期予防検診・予防接種、④6-14歳の子どもは年2回寄生虫駆除薬の飲用、⑤0-18歳までのすべての子ども受益者の就学及び85%以上の出席である。（2015年現在）
- (12) A/HRC/17/31 *Guiding Principles for the Implementation of the United Nations, Protect Respect and Remedy’ Framework*, Report of the Special Representative of the Secretary-General on the issue of human rights and

- transnational corporations and other business enterprises, John Ruggie. ([http://www.ohchr.org/Documents/Issues/Business/A-HRC-17-31\\_AEV.pdf](http://www.ohchr.org/Documents/Issues/Business/A-HRC-17-31_AEV.pdf))
- (13) European Commission, *Commission Staff Working Document: Combating Child Labour*, SEC(2010), 37 final, Brussels, 2010.
- (14) 「東京オリンピック・パラリンピック競技大会 持続可能性に配慮した調達コード 基本原則」(2016 年 1 月)
- (15) <http://www.cocoainitiative.org/> を参照
- 参考文献**
- 中村まり・山形辰史編 [2013] 児童労働撤廃にむけて—今私たちにできること— アジア経済研究所
- Dammert, Ana C.; de Hoop, Jacobus; Mvukiyeye, Eric; Rosati, Furio C G [2017] *The effects of public policy on child labor: current knowledge, gaps, and implications for program design* Rome: UCW  
[www.ucw-project.org/research-papers-details.aspx?id=12405&Pag=1&Year=-1&Country=-1&Author=-1](http://www.ucw-project.org/research-papers-details.aspx?id=12405&Pag=1&Year=-1&Country=-1&Author=-1)
- European Commission [2010] *Commission Staff Working Document: Combating Child Labour*, SEC (2010), 37 final, Brussels: European Commission
- de Hoop, Jacobus; Rosati, Furio C [2014] *Cash transfers and child labor*, Rome: Understanding Children's Work (UCW) (<http://www.ucw-project.org/research-papers-details.aspx?id=12314&Pag=1&Year=2014&Country=-1&Author=-1>)
- International Cacao Initiative (ICI) [2017] *Annual report 2016*, Geneva: ICI
- ILO [2010] *Accelerating Action against Child Labour*, Global Report under the ILO Declaration on Fundamental Principles and Rights at Work, International Labour Conference, 99<sup>th</sup> Session, Geneva: ILO
- [2013a] *Ending child labour in domestic work and protecting young workers from abusive working conditions*, Geneva: ILO/IPEC
- [2013b] *World report on child labour: Economic vulnerability, social protection and the fight against child labour*, Geneva: ILO
- [2015] *Social protection on children: Key policy protection trends and statistics*, ILO Social Protection Department Geneva: ILO
- [2016] *Decent work in global supply chains*, Report of the Director-General to the International Labour Conference, 105<sup>th</sup> session, Geneva: ILO
- [2017a] *Global Estimates of Child Labour: Results and trends, 2012-2016*, Geneva: ILO
- [2017b] *Ending child labour by 2025: A review of policies and programmes*, Geneva: ILO
- United Nations [2016] A/HRC/31/58/Add.1 *Report of the Special Rapporteur on the sale of children, child prostitution and child pornography on her visit to Japan* (<http://undocs.org/A/HRC/31/58/Add.1>)
- United States Department of State [2017] *Trafficking in Persons Report*, (<https://www.state.gov/documents/organization/271343.pdf>)
- Understanding Children's Work (UCW) [2010] *Joining the forces against child labour: Interagency report for the Hague Global child labour Conference 2010*, Rome: UCW
- [2017] *Understanding the trends in child labour*, Rome: UCW  
<http://www.ucw-project.org/research-papers-details.aspx?id=12424&Pag=1&Year=-1&Country=-1&Author=-1>